

《大阪会場・東京会場にて開催》

具体的事例によるケーススタディで学ぶ

問題社員対応の実務

～近年、増加傾向にある各種トラブルの具体的検討～

◆開催要領◆

大阪開催

東京開催

日時：2012年2月29日（水）13：30～17：00

日時：2012年3月8日（木）13：30～17：00

会場：「ホテルコンサルト新大阪」（西中島）

会場：「厚生会館」（麴町）

TEL：06-6304-1511

TEL：03-3264-1241

講師

四谷麴町法律事務所

弁護士

藤田 進太郎 氏

【講師紹介】東京大学法学部卒業。2003年10月、弁護士登録。2006年10月、四谷麴町法律事務所開業。日本弁護士連合会労働法制委員会委員・事務局員・労働審判PTメンバー。第一東京弁護士会労働法制委員会委員・労働契約法制部会副部長。東京三会労働訴訟等協議会委員。経営法曹会議員。労働問題の予防解決・問題社員の対応が中心業務（使用者側専門）。主な著書に「改訂版 最新実務労働災害」（共著 三協法規出版）、「文書提出等をめぐる判例の分析と展開」（共著 経済法令研究会）、「管理職のための労働契約法・労働基準法の実務」（共著 清文社）ほか。

◆開催にあたって◆

本セミナーでは、近年、増加傾向にある問題社員による各種トラブルについて、その法的対応策を具体的に検討し、問題社員対応の実務について、分かりやすく解説していきます。人事部門、労務部門、総務部門、法務部門などにおいて、関連する業務を担当される皆様のご参加をお勧めいたします。

《プログラムの詳細については裏面をご参照ください》

● 受講料 ● 1名（税込み、資料代含む）

正会員	31,500円（本体価格30,000円）
一般	34,650円（本体価格33,000円）

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。以下の当会ホームページからもお申しいただけます。
http://www.bri.or.jp

着信確認のご連絡後、受講票・請求書をお送りします。

*よくあるご質問（FAQ）は当会ホームページにてご確認ください。（[TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問]）

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 公開セミナー事業グループ
担当 川守田（かわもりた） E-mail:kawamorita@bri.or.jp
TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951
東京都千代田区麴町1-6-2 アーバンネット麴町ビル6F

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

申込書 FAX:03-5215-0951

↓ 希望会場に「○」をご記入下さい。

		[大阪開催:111606-0505] 2012.2.29 問題社員対応の実務	
		[東京開催:111607-0505] 2012.3.8 問題社員対応の実務	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

以下のような近時よくある具体的事例を取り上げ、実務的な対応策を検討・解説いたします。

※ セミナー終了後、可能な範囲で個別のご質問もお受けいたします。

- (1) 勤務態度が悪い。
- (2) 派手な化粧・露出度の高い服装で出社する。
- (3) 注意するとパワハラだと言って、指導に従わない。
- (4) 虚偽の内部告発をして、会社の名誉・信用を毀損する。
- (5) 転勤を拒否する。
- (6) 就業時間外に社外で飲酒運転、痴漢、傷害事件等の刑事事件を起こして逮捕された。
- (7) 会社の業績が悪いのに、賃金減額に同意しない。
- (8) 賃金が残業代込みの金額である旨、納得して入社したにもかかわらず、割増賃金の請求をしてくる。
- (9) 勝手に朝早く出社したり、夜遅くまで残業したりして、割増賃金の請求をしてくる。
- (10) 仕事の能力が低い。
- (11) 業務上のミスを繰り返して、会社に損害を与える。
- (12) 精神疾患を発症して欠勤を繰り返し、出社しても仕事がまともにできない。
- (13) 行方不明になってしまい、社宅に本人の家財道具等を残したまま、長期間連絡が取れない。
- (14) 会社の機密情報を漏えいする。
- (15) 競業他社に転職する。
- (16) 社員を引き抜く。
- (17) 退職勧奨したところ、解雇してくれと言い出す。
- (18) 退職届提出日から退職日までの間、年休を取得してしまい、引継ぎをしない。
- (19) トラブルの多い社員が定年退職後の再雇用を求めてくる。
- (20) 解雇した社員が合同労組に加入し、団体交渉を求めてきたり、会社オフィス前や社長自宅前で街宣活動をしたりする。

※ セミナー当日は、問題社員対応に関する最新情報を盛り込むため、上記に例示した事例を変更、追加する場合がございます。